

令和8年度地域おこし協力隊等採用支援業務仕様書（案）

1 業務名

令和8年度地域おこし協力隊等採用支援業務

2 業務の目的

本業務は、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）、過疎地域等における集落対策の推進要綱（総行応第57号、総行人第8号、総行過第11号）および地域活性化起業人制度推進要綱（令和3年3月30日付け総行応第78号）に基づく地域おこし協力隊、集落支援員および地域活性化起業人（以下、「地域おこし協力隊等」とする。）として、人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、地域力の維持・強化に資する人材を確保することを目的とする。

3 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

- (1) 地域おこし協力隊の募集、選考に関する支援
- (2) 集落支援員の募集、選考に関する支援
- (3) 地域活性化起業人の募集、選考に関する支援

5 採用予定人数

- (1) 地域おこし協力隊 4～6名
- (2) 集落支援員 1名
- (3) 地域活性化起業人 1名

6 業務の実施

(1) 募集準備

受託者は業務を実施するにあたり、本町と十分に協議を行ったうえで、以下の書類を作成し、本町に提出するものとする。

- ①事業実施体制
- ②事業実施計画
- ③その他必要事項

(2) 隊員等の募集選考事務

隊員等の募集にあたっては、本町の依頼の元、次の業務を行うものとする。

- ①隊員等の募集及び募集に関する広報
- ②隊員等の選考審査

③本町への隊員等の推薦

7 成果品の提出

次のものを成果品として提出すること。

- (1) 事業実施記録
- (2) 最終報告書

8 業務委託料の上限額

3,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

9 著作権

- (1) 成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属する。また、成果品は委託者等による二次利用を可とすること。
- (2) 委託者等による二次利用については、無償とする。
- (3) 成果物について受託者は委託者及び委託者の指定する者に対し著作人格権を行使しないものとする。

10 その他

- (1) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (2) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (3) 社会情勢等により、実施が困難と思われる場合は、速やかに委託者と協議を行い、その対応について指示を仰ぐこと。